



愛情と責任を持って犬を飼いましょ

10月は、犬の危害防止対策推進月間です。次のことに注意して犬を正しく飼い、犬による危害の発生防止に努めましょう。

■放し飼いをしない

犬にかみつかれた事故の主な原因は、飼い主の無責任な放し飼いです。

散歩のときも、犬を放してはいけません。犬が放れて人や他の犬に飛びかからないよう、犬の散歩をするときは、首輪の締め具合を確認してリード（引綱）をしっかり持ちましょう。

■犬を捨てない

犬を捨てることは、野犬を増やす原因となります。やむを得ず飼育ができなくなった犬については、市役所もしくは飯岡・氷見公民館で引き取っています。

■繁殖制限に努めましょう

不幸な子犬を産まさないよう、飼い主が責任を持って繁殖制限に努めてください。繁殖制限については、次の所へご相談ください。

○池内動物病院（神拝甲）
TEL 0897-56-9499

○越智獣医師（氷見乙）
TEL 0897-57-8271

○高木動物病院（福武甲）
TEL 0897-53-3020

○竹内動物病院（三津屋）
TEL 0898-65-4750

○さいき犬猫病院（三津屋南）
TEL 0898-76-1215

○永井ペットクリニク
TEL 0898-64-0921

（壬生川）

■フンは飼い主の責任で

犬の排便処理は飼い主の責任です。犬の散歩に行くときは、必ずフンを処理する道具を持ち、フンをきちんと持ち帰って処分しましょう。

犬の排便は散歩のときではなく、敷地内に排便場所を決めて排便するように犬を訓練しましょう。

■登録と狂犬病予防注射

生後90日を超えた犬は、登録（鑑札）と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けなければなりません。登録は生涯1度限りで、2年目以降の登録は

必要ありません。

犬の届け出をしましょう。犬が死亡したり、犬の所在地や飼い主の住所が変わったりしたときは、担当課へ届け出をしてください。

■問合せ

○市庁舎別館衛生課
衛生係（内線2454）

○東予総合支所市民生活課
生活環境係（内線155）

○丹原総合支所市民生活課
生活環境係（内線209）

○小松総合支所市民生活課
生活環境係（内線132）

浄化槽の法定検査を必ず受けましょう

浄化槽は、適正に維持管理されていないと、放流水質が悪化して、身近な生活環境に悪影響を及ぼします。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

このため、浄化槽法（第11条）によって、浄化槽の管理者は、毎年1回、浄化槽の法定検査を受けなければなりません。法定検査は、愛媛県知事が指定した検査機関である愛媛県浄化槽管理センターが実施します。

検査の日程については、検査訪問前に指定検査機関から案内（はがき）が届きますので、必ず検査を受けるようにしてください。

■法定検査の手数料

浄化槽1基当たりの手数料は、次のとおりです。

○5〜10人槽 5000円

○11〜20人槽 8000円

○21〜50人槽 9500円

■問合せ

（社）愛媛県浄化槽管理センター
1検査課
TEL 089-925-8168

**秋祭り期間中の
ごみ収集とし尿くみ取りをお休みします**

ごみ収集の休み

秋祭り期間中は、収集車の走行が困難となりますので、次の日程・区域でごみ収集をお休みします。

○10月15日(土)

旧西条市区域

（西条・禎瑞・氷見・神戸地区の一部、加茂地区）

■問合せ 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係（内線2452）

※ごみステーションを管理している方へ

収集の休みをお知らせするステーション用のチラシを、衛生課窓口、各公民館に用意していますので、ご利用ください。

し尿くみ取りの休み

秋祭り期間中は、下表の日程で各くみ取り業者が休業する予定です。秋祭りの時期はくみ取りの依頼が集中するので、早めに業者へお申し込みください。

■し尿くみ取り業者の休業予定期間

担当区域	業者名	休業期間
旧西条市	西条環境整備企業組合	TEL0897-55-3244 10月15日・16日
	南石鎚スカイクリーン	TEL0897-57-7655 10月14日～16日
旧東予市	周桑衛生企業組合	TEL0898-65-5659 10月16日・17日
	みつわ衛生社	TEL0898-64-4943 10月15日・16日
旧丹原町	南三芳衛生社	TEL0898-66-4098 10月14日～16日
	南丹原清掃社	TEL0898-68-5015 10月16日
旧小松町	ヒカリ環境開発(南)	TEL0898-68-6533 10月16日
	周桑衛生企業組合	TEL0898-72-5226 10月16日・17日
	南小松協同企業	TEL0898-72-4498 10月16日